

名古屋市告示第151号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4年法律第56号）附則第 5条第 1項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧法」という。）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、旧法第19条の規定により公告します。

令和 7年 3月25日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
石川 奈美
名古屋市中川区東起町 5丁目43番地 サンパーク東起1402号
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
坂野 公壽
名古屋市港区東茶屋一丁目 658番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市港区川園三丁目 128番、畑、146.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 賃借権
 - (2) 内容 畑として利用
 - (3) 存続期間 令和 7年 4月 1日から令和10年 3月31日まで
 - (4) 借賃 年額30,000円
 - (5) (4)の支払い方法 毎年 4月末日までに口座振込
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
なし

(2) 農作業従事の状況

農業従事日数： 150日、農業従事者： 2人

(3) 農機具の保有状況

鍬： 1、熊手： 1、草刈機： 1、耕うん機： 1

名古屋市緑政土木局農政部都市農業課